

- (2) 構造断面図
- (3) 調査経過等のカラー写真（内容は2－3成果物に準ずる。）

第5章 サウンディング

第1節 概要

5－1 目的

サウンディングは、ロッドに付けた抵抗体を地中に挿入し、貫入、回転、引き抜き等の抵抗から地層の性状を調査するものである。

第2節 標準貫入試験

5－2 目的

この試験は、原位置における土の硬軟、締まり具合の相対値を知るため行うものである。

5－3 試験方法

1. 試験方法及び器具は、JIS A 1219（標準貫入試験方法）によるものとする。
2. 試験の開始深度は、特記仕様書等によるものとする。また、その後の試験深度は、原則として深度1 mごとに行うものとする。
3. 打込完了後ロッドは、1回転以上回転させてからサンプラーを静かに引き上げなければならない。
4. サンプラーの内容物は、スライムの有無を確認して採取長さを測定し、土質、色調、状態、混入物等を記録した後、保存しなければならない。

5－4 成果物

試験結果及び保存用資料は、JIS A 1219（標準貫入試験方法）及び地質・土質調査成果電子納品要領（案）（農林水産省・平成24年3月）に従って整理し提供するものとする。

第3節 オランダ式二重管コーン貫入試験

5－5 目的

この試験は、軟弱地盤の原位置における土の静的貫入抵抗を測定し、土層の硬軟、締まり具合又は土層機構を判定するために行うものである。

5－6 試験方法

1. 試験方法及び器具は、JIS A 1220（オランダ式二重管コーン貫入試験方法）によるものとする。
2. 先端抵抗測定中及び外管圧入中に貫入抵抗が著しく変化する場合には、その深度においても測定する。

5-7 成果物

成果物は、次のとおりとする。

- (1) 調査位置案内図、調査位置平面図
- (2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙を使用してJIS A 1220（オランダ式二重管コーン貫入試験方法）に準拠して整理する。

第4節 ポータブルコーン貫入試験

5-8 目的

この試験は、人力により浅い軟弱地盤の原位置における土の静的貫入抵抗を測定し、土層の硬軟、締まり具合を判定するために行うものである。

5-9 試験方法

1. 試験方法及び器具は、地盤調査法に示す単管式のポータブルコーンペネトロメーターによるものとする。
2. 貫入方法は、人力による静的連続圧入方式で貫入抵抗を深さ10cmごとに測定し、そのときの貫入速度は、1 cm/secを標準とする。
3. 予定深度に達しない場合で試験が不可能となった場合は、位置を変えて再度試験を行うものとする。
4. 単管式コーンペネトロメーターの計測深さは、原則として3 mまでとする。

5-10 成果物

成果物は、次のとおりとする。

- (1) 調査位置案内図、調査位置平面図
- (2) 深度と静的貫入抵抗 q_c の関係

第5節 スウェーデン式サウンディング試験

5-11 目的

この試験は、比較的浅い原位置における土の静的貫入抵抗を測定し、土層の硬軟、締まり具合又は土層の構成を判定するために行うものである。

5-12 試験方法

1. 試験方法及び器具は、JIS A 1221（スウェーデン式サウンディング試験方法）によるものとする。
2. 試験中、スクリーポイントの抵抗と貫入中の摩擦音等により土質の推定が可能な場合は、土質名とその深度を記録するものとする。
3. 試験終了後、地下水が認められた場合は、可能な限り水位を測定し記録しなければならない。

5-13 成果物

成果物は、次のとおりとし、調査結果については、地盤工学会記録用紙、報告書用紙

のJIS A 1221（スウェーデン式サウンディング試験方法）に準拠して作成するものとする。

- (1) 調査位置案内図、調査位置平面図
- (2) 土質又は地質断面図（着色を含む）、その他各種図面類

第6章 サンプルング

第1節 概要

6-1 目的

サンプルングは、観察と保管を目的とする標本用試料及び土質試験を目的とする試験用試料の採取を目的とする。

第2節 標本用試料

6-2 試料作製

1. 標本用試料の採取位置及び数量は、特記仕様書等又は調査職員の指示によるものとする。
2. 試料は、含水量が変化しないような容器に入れ密封し、必要事項を記入したラベルを添付するものとする。

なお、ラベルの様式は、下記を標準とする。

調査名	
地点番号	No. 号 番
採取深度	m～ m
土質名	
打撃回数	
採取月日	平成 年 月 日
採取者	

第3節 土質試験用試料（乱した試料）

6-3 試料採取

1. 試料は、原則として地盤を構成する地層が変化するごとに採取するものとする。ただし、同一地層が連続する場合、その他特別な場合は、特記仕様書等又は調査職員の指示によるものとする。
2. 乱した試料の採取は、含水量が変化しないようにして標本箱又はビニール袋等に密封しておかなければならない。なお、ビニール袋を用いる場合は、袋内に極力空気が残ら